

# JRA カード・ポイントプログラム利用規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）の競馬場の指定席ネット予約（以下「ネット予約」という。）に用いるために、JRAシステムサービス株式会社（以下「JRASS」という。）とJRAが指定するカード会社（以下「提携カード会社」という。）が発行するクレジットカード（以下「JRAカード」という。）の会員（以下「会員」という。）に対して、JRASSが提供するカードの利用特典（以下「ポイントサービス」という。）の内容及びポイントサービスを受けるために必要な事項を定めるものとします。

## (ポイントの付与)

第2条 JRASSは、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して所定のJRAカードポイント（以下「ポイント」という。）を付与するものとします。

- 1) 会員が競馬場の指定席ネット予約により購入し、当該競馬場に来場し所定の手続きを受けた場合、ポイント（以下「来場ポイント」という。）を付与します。
- 2) 会員がJRAカードを利用して加盟店からサービスの提供を受けた際、又は、商品を購入した際は、当該利用代金（以下「カード利用代金」という。）に応じて、所定のポイント（以下「ショッピングポイント」という。）を付与します。ただし、カード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、保険掛金その他所定のものとは含まないものとします。

2 JRASSは、前項各号に定めるほかに、別途会員に対して通知する条件に基づきポイントを付与することがあります。

3 前2項におけるポイント付与方法及びポイント数については、JRASSがこれを定め指定席ネット予約サイト等により会員に通知するものとします。

## (ポイントの期限と通知)

第3条 ポイントは所定日に会員に付与されるものとし、付与したポイントは当該所定日が属する年の翌々年の12月31日まで有効とします。有効期間を経過したものについては、自動的に失効します。

2 会員に対して付与されたポイント数及び保有する有効なポイント数は、指定席ネット予約サイトのマイページに掲載することにより通知します。

## (ポイントの利用方法)

第4条 会員はポイント利用により景品の交換を申請する時点で会員資格を有している場合、以下の方法によりポイント利用申請を行うことができます。

- (1) 所定の景品交換申込用紙に必要事項を記入し、郵送にて提出すること。
- (2) 所定のインターネットサイトから必要事項を入力し申込みをすること。

2 ポイントの利用方法、利用可能なポイントサービスの内容、利用に必要なポイント数、ポイント残高の確認方法については、JRASSがこれを定め指定席ネット予約サイト等により会員に通知するものとします。

3 JRASSは第1項及び第2項に基づく会員からの利用申請を受け付けた後、所定の審査を行い、その利用の可否を決定します。

4 利用にあたっては、付与された時期の古いポイントから、また、同月内においてはショッピングポイントから順に充当します。

5 JRASSは、会員が本規約、日本中央競馬会「指定席ネット予約」会員約定、又は、提携カード会社が定める会員規約を遵守していないと認めた場合は、会員からの申請にかかわらず、当該会員へのポイントの利用をお断りまたは保留することがあります。

6 利用申請後、会員の事由による利用されるポイントサービスの内容の変更、取消等はできません。

## (ポイント付与の取消)

第5条 会員が商品またはサービス等の購入の取消により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも所定の方法により取り消されます。

## (公租公課)

第6条 会員はポイントサービスに公租公課が課される場合は、当該公租公課を負担するものとします。

## (権利の消失)

第7条 理由の如何を問わず、会員が会員たる資格を喪失した場合、本規約における当該会員の権利は、会員資格の喪失と同時に自動的に消失します。

## (権利の譲渡等)

第8条 会員は、本規約に係る権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、また相続させることはできません。

## (ポイントサービスの変更終了等)

第9条 JRASSは、ポイントサービスの内容を会員に事前に通知することなく変更することがあります。また、中止若しくは終了する場合は3ヶ月前から告知するものとします。

2 前項により、会員に損害が生じた場合であっても、JRASSは一切の責任を負いません。

## (JRAカードの利用制限)

第10条 提携カード会社が提供する他のポイントプログラムは、JRAカードにより利用することができません。

## (ダイレクトメールの送付)

第11条 JRASSは、会員に対し必要に応じ、中央競馬に関するサービス告知物、ダイレクトメール等を送付する権利を有するものとします。

## (個人情報の取扱い)

第12条 JRAカードポイントプログラムに関連して提供された個人情報に関するお問い合わせ先は、次のとおりとなっております。

〒135-0034 東京都江東区永代 1-14-5 JRAカード・サービスセンター 03-5245-2555

2 提供された個人情報については、お申込みに関するご連絡もしくは景品の発送のみに利用いたします。

3 提供された個人情報については、JRASS及び秘密保持契約を結んだ企業以外に開示することはいたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は個人情報を開示する場合があります。

- (1) 会員が、個人情報の開示に同意している場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- (3) JRASSがポイントサービスの利用動向の分析のため収集した統計個人情報（個人を特定できない情報等）を開示する場合
- (4) 印刷・発送業務等のポイントサービスに関する業務を第三者に委託する場合

4 前項第4号の委託先については、漏えい・改ざん・紛失等がないように契約で義務付け適切な管理を行います。

5 提供された個人情報については、会員が開示・訂正・削除等を希望する場合、お問合せがご本人であると確認できた後、合理的な範囲で遅滞無く必要な対応をいたします。

## (本規則に関する疑義等)

第13条 本規約に関して疑義が生じた場合は、JRASSが決めることにより解決し、会員はその決定に従うものとします。

2 利用方法、条件および利用のために必要な事項等は本規約のほか、ご利用案内等に定めるとし、指定席ネット予約サイト等で通知するものとします。

## (利用規約の変更)

第14条 JRASSは必要と認めるときには、会員に事前に通知することなくこの規約を変更できるものとします。この場合において、JRASSは当該変更事項を指定席ネット予約サイト等で会員に通知するものとし、サイト等に表示した時点より適用されるものとします。

## (合意管轄)

第15条 会員とJRASSは、本件「ポイントサービス」に関するすべての争いについて、請求の根拠の如何を問わず、東京地方裁判所を専属合意管轄とすることといたします。